平成27年労第546号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、その後、平成〇年〇月〇日付けでB会社(以下「会社」という。)へ出向となり、同社C本社に配属され、建設用鋼材の輸出販売業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、出張先のD国から「夜眠れない」とC本社に電話し、即日帰国した。被災者は、同月〇日、E心療内科に受診し「うつ病」と診断され、1か月間休職した。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日に復職し、F所在の同社G本社に配属され、鉄筋等の営業販売業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、単身赴任先の自宅において、縊死しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき:「平成〇年〇月〇日頃(推定)」、直接死因:「縊死」、死因の種類:「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に 遺族補償給付及び葬祭料の請求(以下「本件請求」という。)をしたところ、監 督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、こ れらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、当初被災者に発病した精神障害はC本社における業務が原因により、平成〇年〇月に発病したものであるとして、C本社を管轄するE労働基準監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたが、不支給処分を受け、その後、労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、平成〇年〇月〇日付けで棄却され、更に当審査会に再審査請求を行うも、平成〇年〇月〇日付けで棄却されている(平成26年労第119号。以下「前裁決」という。)。しかし、請求人は、被災者がG本社に異動した後の平成〇年〇月に、平成〇年〇月に発病したうつ病が再燃したことにより自殺に至った旨の主張もしていることから、労働基準監督署長に対して、改めて遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の判断

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、被災者に発病した精神障害はICD-10診断ガイドラインに照らし、「F33 反復性うつ病障害」(以下「本件精神障害」という。)であるとし、平成〇年〇月にGへ異動になる以前から発病していたものと判断している。この点、前裁決及び被災者の症状の経過等に照らし、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断し、同月〇月〇日からの復

職をもって寛解した状態に至っていたものということはできないと判断する。

- (2) 当審査会では、前裁決において、被災者が平成〇年〇月頃、本件精神障害を 発病していることは認めるものの、本件精神障害の発病及びその死亡は業務上 の事由によるものとは認められないものと判断している。一方で、請求人らは、 本件精神障害が平成〇年〇月以降のGでの勤務期間中に自然経過を超えて著し く増悪したと主張していることから、以下検討する。
- (3) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日基発1226号第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

認定基準によれば、精神障害の悪化の業務起因性については、業務以外の原因や業務による弱い心理的負荷により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する業務上の疾病として扱うとされている。

- (4) 請求人らは、被災者の死亡前おおむね6か月間において、①2週間以上にわたって連続勤務を行った、②退職を強要された、③1か月に80時間以上の時間外労働を行った旨主張しているが、一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、同主張は、いずれも「特別な出来事」に該当する出来事とは認められない。したがって、当審査会としても、被災者に発病した本件精神障害が業務によって自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないものと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、被災者の本件精神障害の悪化及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。